

取引確認書提出における注意事項

香川大学（以下、「本学」という。）が執行する経費は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に仕様することとしております。

取引確認書の提出においては、下記の注意事項を熟読いただき、同意の上、提出願います。

記

1. 法令等の遵守

- （１）取引にあたり、賄賂・談合及び本学教職員等との癒着などが生じることがないようにして下さい。
- （２）次の行為は、不正行為とします。
 - ・ 預り金：本学教職員等からの預け金の依頼の承諾
 - ・ 品名替：取引事実と異なる品名に書き換えられた書類を大学に提出すること。
 - ・ その他：上記以外の虚偽の書類の作成。
- （３）発注は、原則として本学の契約担当部署の事務職員が行います。（教員発注は認めておりません。
なお、１件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めていませんので、ご注意ください。

2. 取引先選定の公平性

- （１）本学では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引先様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご承知下さい。

3. パートナーシップ

- （１）本学職員から調達に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対に応じないようにして下さい。当該要請があった場合は、本学の通報窓口（香川大学コンプライアンス相談窓口 TEL:087-532-1199）に御連絡下さい。
- （２）本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合等は、取引記録に関する帳簿等の提供などに、全面的にご協力下さい。

4. 取引確認書を提出した後、貴社名については、本学の取引先様として会計システムに登録させていただきます。